

第3 弾つながる森町学生応援定期便事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新型コロナウイルス感染症の影響により、森町への帰省を含む外出自粛やアルバイト先の休業や営業時間短縮等による生活費の確保が困難となっている、森町出身の静岡県外に住む学生に対し、予算の範囲内において、地場産品を活用した応援物資を給付するものとし、その給付に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学生 静岡県外に設置された学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学、高等学校及び高等専門学校、同法97条に規定する大学院又は同法第124条に規定する専修学校に在学する学生をいう。
- (2) 応援物資 町長が指定した森町の特産品等の静岡県外在住の学生の生活を応援する物資をいい、特別な事情がある場合を除き、受け取りを拒否することはできない。

(対象者)

第3条 応援物資の給付の対象となる者(以下「給付対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者のほか、当該各号に準じる者として町長が認める者とする。

- (1) 日本国内かつ静岡県外在住の学生
- (2) 申請時に日本国内かつ静岡県外に居住していること(住民票を森町においたまま、静岡県外に住んでいる学生を含む)
- (3) 町内の小学校又は中学校を卒業していること
- (4) 保護者の住民登録が森町内であること

(支援内容)

第4条 応援物資は、令和4年6月から令和4年12月までの間に毎月1回給付するものとする。

(申請)

第5条 申請は1人1回限りとする。応援物資の給付を受けようとする際の申請者は、給付対象者本人又は保護者とし、町長が別に定める様式に必要事項を記入し、次の各号に掲げる書類を付して、町長に申請しなければならない。この場合において、申請した事項は、特段の事情がない限り変更することができないものとする。なお、申請をもって、森町が住民基本台帳により住民登録情報を確認し、給付を受ける学生に関する情報を、物資の送付を取り扱う事業者へ提供することについて、同意したものとみなす。

- (1) 給付対象者が、日本国内かつ静岡県外において生活を行っていることを確認することができる書類等の写し
- (2) 給付対象者が、学生であることを確認することができる書類等の写し

(支給決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請があったときは速やかにその内容を審査し、支給要件に該当するときは直ちに支給を決定するものとする。ただし、100人を限度とし、受付開始前に申請があった場合、その申請は無効とする。

(支給方法)

第7条 町長は、前条の規定により給付を決定した者に対して、学生の住所に応援物資を送付するものとする。

(不正利得の返還)

第8条 町長は、偽りその他の不正な手段により応援物資の支給を受けたものがあるときは、申請者に対し支給した応援物資又はその相当額の返還を求めるものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月20日から施行する。